

各事業者からの現状と課題への回答書

資料3

【私立幼稚園】

NO	主題	現状及び課題	解決に向けた提案及び提案の趣旨	回答
1	認定こども園(施設型給付)について	<p>現在、3歳以上の園児の補助金が、保育所が、幼稚園の8倍出ていると聞いていますが、こども園になった場合、2号認定の子どもは保育所同様の補助金を受けられるのか。</p>		<p>認定こども園に移行すれば「施設型給付」を受けることになり、公定価格で示されるものと思われませんが、その動向を注視しています。</p>
		<p>教育方針が理解していただけない非協力的な保護者や、集団生活が困難など入園を拒否することができるのか。</p>		<p>応諾義務があり、「正当な理由」がなければ拒否することはできないようです。</p>
		<p>今、保育所のニーズが高まっていますが、すでに、2人目が半額、3人目が無料となることを聞くと幼稚園は、たち向かえないと思うが、こども園になれば、保育所のような保護者のメリットはあるのでしょうか。</p>		<p>平成26年度から多子軽減措置の予算案が出されておりますが、新制度においても現在国で検討されております。</p>
		<p>3歳以上の子(2号認定)は、幼稚園では同時刻を1号認定の子どもと一緒に過ごす、3号、2号、1号の子の経費を区別するのが困難だと考えますが、事務処理が複雑にならないか心配です。保育所では、事務、書類面で大変だと聞いています。</p>		<p>国の公定価格の議論の動向を注視しています。</p>
		<p>認定こども園に移行すると幼稚園に後戻りできないと聞いている。そのあたりについて市で把握しているか。(学校法人もやめる時は、土地建物を返上することになっているらしい。)</p>		<p>【県確認済み】 幼保連携型認定こども園になる時は、幼稚園を廃止して設置申請します。また、幼稚園に戻る時も、幼保連携型認定こども園を廃止して、幼稚園を設置申請することになります。ただし、幼稚園型の認定こども園の場合は、幼稚園を廃止することはありません。</p>
		<p>幼稚園が認定こども園に移行した場合、応諾義務が生じると聞いているが。</p>		<p>幼稚園も認定こども園も「施設型給付」に移行すれば、応諾義務があり、正当な利用がなければ受け入れをすることになります。ただし、上乗せ分等については、公定価格の議論に動向を注視しています。</p>
		<p>いろいろな格差がある。公私格差、幼保格差、市町村格差があり、利府町では第3子は無料、仙台市の預かりは土曜日実施前提で5000円である。公定価格が示されるが、自治体の財政状況により価格がちがってくるのではないかと。</p>		<p>認定こども園に限らず、公定価格が示された後、市の対応を検討することになります。</p>

NO	主題	現状及び課題	解決に向けた提案及び提案の趣旨	回答
2	認定こども園の移行について	入園手続き、保育料については、市町村が手続き、徴収をすると文部科学省は言っているがどうなのか。地域子育て支援事業については、幼稚園の場合市から要請があれば、応諾義務により必ず実施しなければならないのか。施設型給付になった場合は、越境先市町村に支払うということなのか。就園奨励費同様か。園児募集との関わりはどうか。		施設型給付になった場合は、申込者と幼稚園との直接契約となります。その間、市町村は認定を行い、あっせん等を行います、したがって、手続き、保育料徴収は幼稚園でお願いいたします。応諾義務については、裁量がどの程度なのか示されていないので、国の情報や他市町村の対応状況について収集しながら回答させていただきます。区域外の給付費については、公私、幼保の格差を念頭に入れながら考えていく必要があると思われま。
3	認定こども園(施設型給付)について	幼稚園に借金があった場合に認定こども園に申請できるのか。		【県確認済み】 幼稚園型認定こども園については関係ありませんが、幼保連携型認定こども園については、まだわからない状況です。
4	認定こども園(施設型給付)の場合に保育の取り組みについて	当幼稚園では、体操や英語、プールなどを積極的に取り入れているが、そのようなことについての制限があるのか。それに見合う予算が組めるのか。		国の公定価格の議論途中であり、その動向を注視しています。
5	幼児のために幼稚園としてどう生き延びるか。	子ども・子育て関連3法案が成立し幼稚園を保育所化する新たな幼保連携型認定こども園制度が生まれようとしているため、多賀城私立幼稚園は私学助成で残るか、施設型給付制度で残るか平成27年3月末までにその態度を決めなければならないことが大問題です。	対策1 1つは、私学助成で残りたいこと。それは、「私学助成法」という法律で位置づけられており、簡単に廃止されるものではないからここを生かしたいのです。すべての子どもが就学前に親から切り離される時間が長くなり、保育所で育てられるようになるということは、「豊かな感情や優しさ」を育まなければならない時期にその教育が弱まることを思うといってもたってもおられない心境です。ですから何らかの方法を探り出し、子ども達を守りたいと考えています。	幼稚園が、現行の現行私学助成を受けて運営するのか、新制度の施設型給付を受けるのかについては、施設設置者の意向が尊重されるものと考えます。市としては、各幼稚園の皆様と連携をとりながら進めてまいりたいと考えます。
			対策2 もう一つの方法として、施設型に加入することです。この方法で残ろうとする時は、教育効果を高めるために、園児募集をそれぞれの幼稚園に任せてほしいということです。この方法を取らないと毎年毎年園側も保護者も親としての願い(幼児教育を通して少しでも躰けてほしい)を幼稚園に期待できないと考えるようになるからです。	
6	幼児のために幼稚園としてどう生き延びるか。	判断材料が整わないのに、将来を判断しなければならないという現実の姿が大問題。	公定価格や保護者負担の国庫基準は本年4月に決定するようなので、多賀城市の公定価格や保護者負担額が何時決まって、どう対処すればよいのか。決まらない恐れもあるので、私たち私立幼稚園としては、平成26年8月の園児募集要項決定も決めかねてしまうので、その時は市と連絡を取りながら切り抜ける考えです。	国の公定価格が示されなければ、市の保育料等についても検討ができないことから、その提示を待っているところです。市としては、各幼稚園の皆様と連携をとりながら進めてまいりたいと考えます。

【私立保育所】

NO	主題	現状及び課題	解決に向けた提案及び提案の趣旨	回答
1	保育士不足	年度途中の児童受け入れを行うため、保育士の採用を通年でおこなっているが、公募に対し、応募がなく対応しきれない。 また、「気になる子」や長時間保育の対応に最低基準以上の保育士を配置しなければならない現状があり、保育士不足をさらに悪化させているように感じる。そのような中、給与は運営費の関係上、多の業種より低く設定さざるを得ないため、就労しても退職してしまう保育士が多い。	①運営費の増額 ②行政との情報交換 ③就労に向けた保育士の処遇改善	私立保育所については、新制度へ移行すれば、施設型給付費(委託費)を市から給付することになりますが、保育士への処遇改善等質の向上も含め、現在国において公定価格の議論中ですので、その動向を注視しています。また、市と私立保育所さんとの情報交換については、今後引き続き実施していく予定です。
2	新入園児の入園時期と運営費について	第1次の調整での入園時期が4月1日から6月30日になっているが、5月、6月の入園の場合、運営費は入らないのに、保育士は確保しておかなければならず、人件費が大変である。	仙台市のように、調整済の子どもに対して、4月から運営費が入るようにすることにより、保育士の安定した確保と質の高い保育を維持できる。	本市の場合、以前は4～翌3月までの児童の一斉受付を行っていましたが、それを改善し、4～6月とした経緯があります。ご提案の件について検討してまいります。
3	気になる子の加配について	気になる子が増えている中でようやく保護者と医療機関とつなげて予約がとれず、予約がとれても、診断までには、4～5回の通院が必要とされ、時間がかかりすぎる。	市の健康課、臨床心理士と連携をとりながら子どもを安全に見守り成長、発達を促すために、速やかに加配が受けられるようにする。	気になる児童に対する加算についても、現在国において公定価格の議論がされている最中ですので、その動向を注視しています。なお、児童の障害判定の在り方については、現在検討中です。
4	アレルギー児対応について	給食での除去の品目が多いと、調理担当が2名では誤食にならないか常に不安がつきまとう。アレルギーの代用食品は高額の商品が多く、給食費の予算を多くとらなければならない。	アレルギー児に対して給食費の助成を行う。アレルギーの除去品目を3大アレルゲンまでにして安全を確保し、調理担当の不安を取り除く。	ご提案内容を含めて、検討してまいります。
5	保育短時間について	短時間保育の利用時間についてはどうなるのか。	具体的に対応については、確認する。	短時間保育については、基本8時間となりますが、現行の対応と同様、4時間利用の児童については、4時間で退所することが可能です。なお、短時間保育に係る公定価格については、現在国で議論中ですので、その動向を注視しています。

【認可外保育所】

NO	主題	現状及び課題	解決に向けた提案及び提案の趣旨	回答
1	待機児童	無認可保育所に入所していても、認可保育所もしくは、希望保育所に入所できていなければ待機児童として数えられているのか。	待機児童を細分化する。 A仕事が決まっているが、入所していない。 B希望保育所に入所していない。 C仕事が決まっていないが見つけ次第入所したい。	多賀城市では、入所申込をしていれば全員待機児童となります。(国の基準では、市の補助を受けている認可外保育所に通所している場合は待機にはなりません。)
2	入所	仕事にまだ就いていないが、自分の番になりキャンセルをするということもあり得るのでは？		現在は、認可保育所への入所申し込みがあり、入所可能となった場合のみ保護者に連絡を行い、入所意思を確認しています。したがって、待機の状態でキャンセルは、いつでも可能です。
		0歳で入園した人は1歳で、1歳で入園した人は2歳時に公立に移行したい希望をもっています。(保育料が安くなるため及び年中、年長、卒園といった安定した過程を望むためなど)途中での退園は経営に負担がある。	入園した時、3歳になったら保育所への入所が約束されている。	現在は、待機で認可保育所への入所希望している方は、空きができた場合、保護者の入所意向を確認し、入所手続きをいたします。したがって、1歳児、2歳児であっても認可保育所への転所はありえます。新制度の小規模保育事業では、原則3歳未満児の入所となります。3歳以上児については、認可保育所との連携を行うこととなります。
		4月の段階で10人以下ということがあり、安定した経営ができない。	4月(前)の段階で、ある程度の安定した子どもの人数を市から紹介してほしい。	現在も待機児童になった保護者に対して認可外保育所の案内をしております。また、新制度の小規模保育事業に移行すれば、多賀城市が入所調整を行うこととなります。
3	職員関係	保護者は夫の扶養の範囲で働きたいということがあるので勤務時間との関連がある。また、職員(保育士等)も同様である。このような場合は新制度でどんな影響があるのか。		現在の認可保育所は、入所基準により親の勤務時間、日数、収入等に応じて入所決定がされております。新制度においても小規模保育事業に移行するとすれば、同様の考え方となります。保育士の処遇については、現在公定価格の設定について検討されておりますので、現在のところわかりません。
		子どもが増えた時に保育士を集めることができない。職員の急な欠勤の対応ができていない。	公立保育所からの支援を望む。	新制度の小規模保育事業では連携施設との連携内容を調整することとなるはずです。
4	児童関係	子どもに対する保険は。 給食費の上限は。 おやつ代の上限は。 小規模保育の定員6～19人となっているが、開所時には6人以上いたとして、児童数が減り、一時的でも、5人以下になったらどうなるのか。		保険料や給食費、おやつ代については、すべて保育料の中にふくまれると思われませんが、まだ国から利用料が示されておられません。児童数が一時的に5人以下になった場合については、国から公定価格が示されておられませんので、詳細が分かり次第お知らせいたします。
		平成26年3月末の在園児をそのまま当施設で継続できるのか。その時3歳児以上についてはどうするのか。 平成26年度の受け入れについての市との連絡を確認すべき、制度変更について	基本的には継続可能処置をとる。 事前に平成27年度の新制度を理解して受け入れる(特に待機児童)	H25.8.6 自治体説明会時回答 小規模保育事業での定員は、6人以上19人以下とされています。特例給付の対象となる3歳以上児の児童については、定員の範囲内で受け入れを可能とする方向で検討しているとのこと。

5	職員・児童等	保育士の人数が十分でなくても、市から児童受入れ要請はあるのか。(〇〇保育園は保育士が足りないから△△保育園へ受け入れてもらう⇒〇〇保育園はいつまでも子どもが増えない。)		小規模保育事業に移行した場合、入所可能な小規模保育施設から入所調整することになります。
		認可保育所もしくは希望保育所に空きが出た場合、数カ月、数日の認可外の短期間入所の児童がいる。 児童にとっても、保育士にとっても良い状態とは言えない。	何も無い限り1年入所することとする。	現行は、認可保育所への入所申し込みがあり、入所可能となるタイミングがよければ、すぐにも入れる可能性があります。認可外保育所から認可保育所へ変わることは、保護者が決定することです。
6	認可	県の監査を受け、基準をクリアした施設は、小規模保育所に市が認可するという仕組みにしてほしい。		新制度の小規模保育事業に移行する場合は、市の認可が必要となり、認可外保育施設であれば、これまでどおり県の監査を受けることとなります。
7	多賀城市認可外保育施設運営費補助金について	・認可保育所に入所できないため、認可外保育施設に0、1、2歳児が流れ込んで、そのお子さんを受けざるを得ない状況になっている。0、1、2歳児を保育するために規定している保育士を配置するために人件費を圧迫している。保育料をあげたいが親御さんの経済的負担を考えると高い保育料金は設定できない。 ・保護者から鹿児島市等他の市町村では、「認可外保育施設保育料補助金」を出しているところがあるが、多賀城市は、そういう補助金はないのか？と尋ねられた。	良い保育環境のために認可外保育施設補助金の金額をあげていただきたい。	新制度の小規模保育事業に認可されると、地域型保育給付費として入所児童の年齢、人数等に応じて給付されることになる予定です。
8	「保育士処遇改善特例事業」について	女性の社会進出に伴い、責任ある立場で働く方が増えている。そのため、早朝から午後8時過ぎまで子どもを預けるケースがある。職員に対する処遇を改善し、良い保育環境を整えたい。 認可保育所に入所している子と認可外保育施設に通う子どもの保育料が違うのは、おかしいのではないのでしょうか。できれば平等にしてほしいという声があるので。		認可外施設が待機児童解消の一翼を果たしていただいていることについては承知しております。新制度の小規模保育事業に移行することになれば、公定価格が示され給付されることとなります。また、保育料についても国から示されることとなります。

9	待機児童加速化プランについて	厚生労働省から、加速化プランへの参加は、随時受け付けている旨の情報がありますが、多賀城市ではどの様にお考えでしょうか。		御希望がある場合には多賀城市へ御相談ください。
		地域型保育事業の小規模保育に移行する場合、市町村の認可基準を満たした保育所が地域型保育給付を受けられる仕組みという認識ですが、仮に、小規模保育施設の認可をして頂き、4月1日より、開所できたとして、それに見合った職員の体制を整え、19名以下の保育利用者だった場合、運営的に厳しい。	千葉市では、加速化プランでこれから小規模保育施設等に移行する予定の事業者に移行計画書をすでに作り推進している。先どりでのプランを取り入れていただきたい。	御希望がある場合には多賀城市へ御相談ください。
10	障害児及び気になる子の療育について	今現在2名のダウン症児をお預かりしています。手厚く保育したいのですが、職員配置等の問題でできない。 障害児・気になる子の対応	臨床心理士の先生に巡回をしていただき、指導を仰ぎたい。 障害児保育に対する補助金をお願いしたい。	障害児を受け入れた場合の公定価格は現在、国において検討中です。
11	会計処理関係	会計基準がよくわからない。	勉強会が必要	運営費や会計処理等については、まだ国から示されておりません。
		保育給与(人件費の上・下限はあるのか。)事務員の設置は可能か。園長は報酬なのか、従業員給与なのか。	一定の基準はある程度必要であるが、その施設で任せる	運営費や会計処理等については、まだ国から示されておりません。
		税理士などの委託は可能か。	可能にしてほしい。	運営費や会計処理等については、まだ国から示されておりません。
		減価償却の会計処理はどうなのか。	基準を決めてほしい。	運営費や会計処理等については、まだ国から示されておりません。
		保育所の再建で、国などの資金の借入に対して返済費用は計上できるのか。	ローン支出を経費計上してほしい。	運営費や会計処理等については、まだ国から示されておりません。
12	施設整備関係	保育室の建物が、所有者と設置者が違う場合、賃貸契約が必要か。また、出来るのか。それは、経費としてみなされるのか。	みなしてほしい。	運営費や会計処理等については、まだ国から示されておりません。
		せんだい保育室資料によると、居宅併設する施設は、調理室の共用を認めないとあるが、多賀城市ではどうか。		県の見解では、おそらく市の基準で定められるものということです。
13	規約	園の規約は独自のものでよいのか。市で統一されるのか。		県の見解では、おそらく市の基準で定められるものということです。

14	設置者の財政的負担	公的補助金はほとんどないので設置者の経済的負担が大きい。	保育に欠けるすべての子どもに保育費を支給する。院内保育所を地域型小規模保育所に移行して収入を確保する。	くさの実保育園の場合、実態として坂病院の職員に限られていることから、事業所内保育所としての位置づけになると考えます。したがって、地域型給付の中の事業所内保育所として認可を受けられるかどうかということになります。
15	設置基準	保育室の面積基準が現行1.65㎡から3.3㎡に改正されると現在の面積では定員が1/2になる。	保育所設置基準2歳以上児の保育室面積1.98㎡にする。	国が示す基準を参考に、市の面積基準を今後検討していきます。
16	職員	有資格者の人材確保が困難。特に夜間保育担当者	一定の経験(研修)があれば可とする。連携保育所で研修する。	保育士数については、国の従うべき基準として示されていることから守らなければなりません。
		年間の入所予約をして産休・育休明けの子どもを受け入れているが入所児童が不安定	予約数に余裕がある場合一般の子どもを受け入れる。一般の子どもの定員を1人以上とする。	新制度の事業所内保育所に移行すれば、国基準の地域の子どもを受け入れることが条件となりますので、入所調整があることを御理解ください。
17	経営の4月危機	年度の前半は入所児が少ないので経営が難しい。	途中入所の受け皿に対して一定の補助金を支給する。	新制度の事業所内保育所に移行した場合は、市が入所調整をすることになります。ただし、現在の認可外保育所としてそのまま残る場合は、現在のところ補助金等については不明です。
18	院内保育所機能堅持	年度途中の保育士確保が困難になるので当初から一定の保育士を確保している。経営的に臨時保育士が多く保育の質の向上が図れない。	雇用の安定化を図るため運営費の確保や補助金を支給する。行政や連携保育所で研修を実施する。	新制度の事業所内保育所に移行した場合は、給付費として支給されることとなります。職員の質(資格、研修受講等)に関しては、研修を受講していただくこととなります。
19	院内保育所機能堅持	市外の子どもも入所している。	市外の子どもは広域入所をさせる。	他市の子どもを受け入れる場合は、他市の認可を受け、市町村間の契約をすることとなります。
20	退所後の受け皿	0歳児保育を中心にしているが退所後の受け皿が少ない。	複数の連携保育所を作り入所の円滑化を図る。	今後については、連携保育所の協力が求められております。もし、調整がつかない場合は、市が調整することもできます。
21	連携施設	卒園時や職員の欠員を考えると公立保育所との交流が常にほしい。		新制度の小規模保育事業では連携施設との連携内容を調整することとなるはずですが。
		以前は自園で調理していたが、人件費・保育への手伝い等を考えて業者委託による給食をとっています。業者は、幼稚園児対象のメニューのため、低年齢の園児に対応できない食事もある。離乳食の対応は、自園で対応したり、自宅から持ってきていただいている。	年齢にあった食事ができるような保育所給食センター(公立保育所内など)があると良い。親の保育料が少なくて済むこと。	現在でも認可外保育所では外部搬入が認められており、かつその場合は、調理設備を設置することが求められています。新制度の小規模保育事業では、自園調理を基本とし、連携施設の搬入もさらに可能となります。(連携施設とは、私立保育所など)